

町からののお知らせ



畜犬取締り及び野犬掃とうの実施について

興部町畜犬取締り及び野犬掃とう条例第6条第2項の規定に基づき、次のとおり畜犬取締り及び野犬掃とうを実施いたします。

- 〈実施期間〉 平成27年4月1日より平成27年9月30日まで
- 〈実施区域〉 興部町全域
- 〈実施方法〉 捕獲等
- 〈その他〉



① 放し飼いは厳禁です。

犬を飼育している場合は登録・予防注射を実施のうえ、檻にいれるか2メートル以内の丈夫な綱・鎖でつないでください。放し飼いの犬は、積極的に駆除していきます。飼い犬が放れた場合は、必ず役場まで連絡願います。また、他人にとって狂暴に見える放し飼いの犬のために、住民からの苦情が数多く寄せられています。

② 犬・猫のフンは必ず始末してください。

「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」により、他人へ迷惑をかけない飼い方も飼い主の責務となっております。条例を守られなかった場合、勧告、措置命令、罰則等が適用されます。袋を持って散歩をさせるのも飼い主のマナーです。

③ マナーを心得てください。

犬のしつこい鳴き声は、もしかしたら各種ストレスによるものかも知れません。他人に迷惑を掛けないように、飼育上のマナーを常に考えましょう。

(住民課 住民環境係)

公衆浴場 営業日変更のお知らせ

公衆浴場の営業日について、次のとおり4月～10月期の営業日となりますので、お知らせいたします。確認の上、ご利用ください。

〈興部町公衆浴場〉

期 間	営 業 時 間	定 休 日
4月～10月	午後5時～午後9時	日曜日
11月～3月		火・木・日曜日

※不明な点は、興部町公衆浴場指定管理者 興部環境事業組合
(担当窓口 Tel82-2015 長坂)までお問い合わせください。

公衆浴場の入浴料金改定について

興部町公衆浴場の入浴料金を次のとおり改定いたします。

記

1 新料金 大人(12才以上) 440円

区 分	改定後	改定前
大人(12歳以上の者)	440円	420円
中人(6歳以上12歳未満の者)	140円	
小人(6歳未満の者)	70円	

※中人及び小人の料金については、変更なし

2 改定日 平成27年4月1日

3 対象浴場 ・興部町公衆浴場

4 改定理由 ・興部町公衆浴場設置及び管理に関する条例 第6条第1項
・公衆浴場入浴料金の統制額の指定(北海道告示)の改定による

※不明な点は、住民課住民環境係(Tel82-2131内線232)までお問い合わせ下さい。

ヒグマによる事故にご注意ください

野山に残雪が少なくなり、山菜採りが盛んになる季節を迎え、ヒグマによる事故を防止するため、町民の皆さん一人ひとりに事故防止の意識を強く持っていただくことが大切です。野山に入る際には特に次のことに注意してください。

○役場等で事前にヒグマの出没状況を確認しましょう。

○野山では単独行動を控えましょう。

○鈴を携行するなど、人の存在を早めにヒグマに知らせる工夫をしましょう。

○においの強いものはヒグマを引き寄せせる場合がありますので、残飯や空き缶などのゴミは必ず持ち帰りましょう。



『春のヒグマ注意特別期間』 4月1日(水)～5月10日(日)まで

※ヒグマを目撃したときは、出没状況をお知らせください。

(住民課 住民環境係 環境衛生業務担当 Tel82-2131 内線232)

北海道知事・北海道議会議員選挙

投票日 4月12日（日）午前7時～午後6時

北海道知事及び北海道議会議員選挙が、4月12日（日）に執行されます。住みよい北海道は、あなたの一票から生まれます。よく考え、責任をもって必ず投票しましょう。

◆投票できる方

〔知事選挙〕

平成26年12月25日以前に興部町に転入届をし、満20歳以上（平成7年4月13日以前に生まれた方）で、引き続き3ヶ月以上、興部町に在住している方

〔道議選挙〕

平成27年1月2日以前に興部町に転入届をし、満20歳以上（平成7年4月13日以前に生まれた方）で、引き続き3ヶ月以上、興部町に在住している方

※興部町から転出した方で当町に選挙権があり、選挙当日、当町において投票する場合は「引き続き道内の区域内に住所を有することを証明する書類」が必要となりますので、転出先の市町村が交付する証明書類を持参してください。

道内の市町村から転入された方で、転入前の市町村に選挙権があり、その市町村で選挙当日投票される方についても、上記と同様の書類が必要となりますので、当町より証明書類の交付を受けてください。

◆投票場所

入場券に記載されている投票所（下表）で投票してください。投票の際には「入場券」を忘れずに持参しましょう。

投票所一覧表

投票所	投票場所	投票所住所
第1投票所	興部町中央公民館	興部町仲町
第2投票所	興部町沙留公民館	興部町沙留旭町
第3投票所	宇津集落センター	興部町宇津
第4投票所	秋里集落センター	興部町秋里
第5投票所	豊野集落センター	興部町豊野

◆期日前投票及び不在者投票について

投票日の当日、次の事由などによって投票所へ行って投票できない場合は、期日前投票及び不在者投票ができます。

- ① 町内外を問わず、仕事や旅行、冠婚葬祭などで当日投票できない方
- ② 病気やケガなどにより歩行が困難であり、当日投票所へ行くことができない方
- ③ 病院や施設に入院・入所されている方は、指定施設での不在者投票ができます。

※期日前投票の期間は、次のとおりです

期間…〔知事〕3月27日（金）から4月11日（土）まで

〔道議〕4月4日（土）から4月11日（土）まで

時間…午前8時30分から午後8時まで（土・日曜日と同じです）

場所…興部町役場1階第1会議室（町選挙管理委員会事務局）

◆開票について

- ① 即日開票で、午後8時00分より興部町役場3階大会議室で行います。
- ② 参観人は、先着順に30人です。受付で入場券を受け取り入場してください。

【郵便等による不在者投票制度について】

公職選挙法第49条第2項の規定により、身体に重度の障害がある方で下記に該当する方は現存する場所（自宅等）において投票できる「郵便等による不在者投票」という制度があります。

該当する方で、「郵便等による不在者投票」を希望される方は、選挙管理委員会委員長に対して選挙人自身が署名した「郵便等投票証明書交付申請書」を提出して「郵便等投票証明書」の交付を受けてください。また、すでに「郵便等投票証明書」の交付を受けている方で有効期限が切れている場合は再交付の申請をしてください。

なお、「郵便等投票証明書」を申請される方は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、被保険証（介護保険）等が必要です。

1. 身体障害者手帳の交付を受けている者
ア) 両下肢等の障害の程度が、1級若しくは2級である者
イ) 内臓機能の障害の程度が、1級若しくは3級である者
2. 戦傷病者手帳の交付を受けている者で、恩給法別表第1号表の2の特別項症から第2項症（内臓機能の障害にあっては特別項症から第3項症）までである者
3. 介護保険法上、要介護者で要介護状態区分が要介護5である者
4. 身体障害者又は戦傷病者で都道府県知事が書面により証明した者

※不明な点がございましたら、興部町選挙管理委員会へお問い合わせください。

◎興部町選挙管理委員会事務局 役場1階第1会議室

TEL 82-2131 内線 262・282



4月の健診日程

1. 4月に実施する健診事業

事業名	期 日	受付時間	会 場
1歳6ヶ月児・ 3歳児健康診査	4月23日(木)	12:30~15:30	福祉保健総合センター 「きらり」

※対象となるお子さんのいるご家庭へは、健診日が近くになりましたらご案内をお送りいたします。

ご利用ください、町の制度 重度身体障害者に対するハイヤー料金の助成制度

町では、平成27年度も重度身体障害者等の方に対して、ハイヤー料金の助成をしております。制度につきましては、以下のとおりです。

主 旨 ◎興部町では、身体障害者の生活圏の拡大と社会参加の促進を目的に、町内に事業所を有するハイヤーを利用した場合のハイヤー料金を助成いたします

対象者 ◎町内に住所を有し、次に該当する障害で身体障害者手帳の交付を受けている方

- ・下肢障害 (1~2級)
- ・体幹障害 (〃)
- ・視覚障害 (〃)
- ・心臓機能障害 (1~3級)

◎上記の障害者本人によるハイヤーの利用が困難な場合、障害者に代わってハイヤー利用が必要な同居の家族の方

助成額 ◎住んでいる地区に応じて、助成券の枚数を年間36枚、54枚、90枚の3種類に別けて交付します。ただし、年度途中での交付につきましては月割りの枚数となります。
(助成券1枚はハイヤー基本料金相当額です)

◎助成券は、1度に何枚使用してもかまいません

申 請 ◎福祉保健課(福祉保健総合センター「きらり」内)または沙留出張所

※今まで利用されていた方につきましても新規の申請となりますので申請の程お願いいたします。

◆詳しくは、役場福祉保健課社会福祉係
(福祉保健総合センター「きらり」内 Tel82-4120)へお問い合わせください。

プレミアム商品券発行事業と生活支援対策事業について

町では、興部町商工会に協力をいただき、国の補正予算による「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を活用して、「プレミアム商品券」を4月12日より販売いたします。

さらに、同じく国の交付金を活用して、18歳以下の扶養する子のある世帯に対して、商品券購入価格の **1割を補助** する生活支援対策事業を実施いたします。

対象となる世帯には、4月7日頃までに別途通知書が送付されますので、必要書類を販売会場に持参のうえ、購入願います。

また、今年度のプレミアム商品券は、町内の全事業所で使用できることとしております。各事業所にも事前にご協力をお願いに伺っていますが、万が一お伺いしていない事業所等がありましたら、ご連絡をお願いいたします。

なお、上記に関するお問い合わせにつきましては、下記までご連絡願います。

【お問い合わせ先】

興部町役場 産業振興課 商工観光係 Tel82-2131 内線344

ご利用ください!! 回収品目の追加について

現在古着の回収を興部・沙留公民館に専用の回収ボックスを設置して実施しております。今後カバン等を追加することになります。これを利用することにより、各家庭での燃やすごみ袋(有料)での排出が減り節約にもなりますのでご利用ください。

なお、回収する品目が決まっておりますので下記の【拠点回収要領】を確認の上、ご利用いただきますようお願いいたします。

【拠点回収要領】

回収品目

カバン、リュック、ショルダーバック、ランドセル、サイフ、ベルトなどの再利用可能なもの

出し方

- ・再利用率が高いため、ひどい汚れ、破れ、破損のない物に限る
- ・買い物袋等から出して回収ボックスに入れる。

◎お問い合わせ先 住民課 住民環境係 (Tel82-2131 内線232)

平成27年4月1日で

町内・町民の

交通死亡事故ゼロ2785日

スピードダウンとシートベルトの全席着用

